

令和元年 11 月 25 日

佐渡市長 三浦 基裕 様

佐渡市行政改革推進委員会

会長 西川 祐一

答 申 書

令和元年 7 月 31 日付け佐企第 189 号で諮問のあった「（3）行政評価について、外部評価対象事業の内容」について結論を得たので、佐渡市行政改革推進委員会条例第 2 条の規定に基づき、別記のとおり答申します。

なお、当該評価結果については、人口減少・少子高齢化の進展、社会情勢の変化による市民ニーズの多様化への対応や、定員適正化計画に基づく職員数削減を踏まえ、限られた人員と予算を真に必要な事業に集中することができるよう、令和 2 年度当初予算編成における査定材料として活用されることを求めます。

佐渡市行政改革推進委員会委員

会長 西川 祐一

職務代理 佐々木宏史

委員 南島 和久

委員 川島 敏秀

委員 大橋 幸喜

委員 齊藤 孝夫

委員 斎藤美佐枝

委員 真重與四郎

委員 光村 克己

以上

事業 No=1

事業名＝女子ファンクラブ事業(交流居住・定住促進対策事業)

担当課＝地域振興課

<評価結果> 廃止

<評価内容>

- 1 担当課が事業内容をデータに基づき説明できなかったことは遺憾である。
- 2 本来の目的である移住・定住の実績が少なく、効果があまりにも小さい。
- 3 事業開始当初から移住対策として機能しておらず、現状のモニターツアーは補助金で観光をさせている状態である。移住・定住対策事業としては必要のない事業であり、令和元年度をもって廃止すべきである。
- 4 当事業廃止後の女子ファンクラブの存続については、観光施策の中で活用できるよう十分な情報分析を行い、観光振興課と戦略的な打合せを行うこと。

<行政改革推進委員の評価>

- | | |
|---------------|-----|
| イ 廃止 | 6 名 |
| ロ 事業全体の抜本的な改善 | 3 名 |
| ハ 事業内容の一部改善 | 0 名 |
| ニ 現状通り | 0 名 |

<行政改革推進委員のコメント>

- ① 交流居住・定住促進事業は原点に立ち返って定住環境を整え、真に佐渡への移住を促す効果のある支援に見直すべきである。女子ファンクラブについては今後も存続し、観光振興事業において活用を図られたい。
- ② 観光振興課も同席し、今後の女子ファンクラブの活用について説明すべきであった。
- ③ 説明が非常に分かりづらい。市民に分かり易い説明を心がけるべきである。
- ④ 担当課が事業内容を説明できないことは非常に問題である。事業の中身をしっかりと管理すべきである。
- ⑤ 交流居住・定住促進事業の基本的施策に力を注ぐべきであり、当事業は一定の役割を終えたものと評価する。
- ⑥ モニターツアーの参加者には移住意思の全くない人が多く、参加者のフォローもされていない。当初より移住対策としては機能していないのではないか。抜本的な改善が必要

である。

- ⑦ モニターツアーは個人の観光を補助している状態であり、居住・定住促進という目的とはかけ離れた利用となっている。
- ⑧ 事業開始から 5 年が経過するにも関わらず、移住・定住者が 3 人では事業効果は極めて薄いと評価せざるを得ない。
- ⑨ 移住・定住を目的とするのであれば、夫婦や子育て世代、50~60 代の世代を対象としてファンクラブを作るべきだったのではないか。
- ⑩ より多くの人に広く佐渡を知ってもらいたいのであれば、モニターツアーへの参加は 1 人 1 回に限定すべきだったのではないか。
- ⑪ 女子ファンクラブ会員には、SNS 等による情報発信を呼びかけたとしているが、どのように発信されたのかという調査・分析、活用がなされておらず意味がない。
- ⑫ 当初の目的が婚活であるのならば、お見合いメインのツアーとした方が費用対効果は分かり易く算出されたのではないか。
- ⑬ 移住実績が少なく、効果があまりにも小さい。
- ⑭ 事業の目的が曖昧であり、検証もされていない。担当課が説明できない事業は税金の無駄であると言わざるを得ない。
- ⑮ 移住促進という目的にそぐわず、実績から判断しても効果が少ないので明らかである。
- ⑯ 当事業を廃止するにあたり、移住促進事業として東京事務所の活用を含めた代替案について検討いただきたい。

事業 No=2

事業名＝ホームページ（HP）更新委託料（情報システム活用事業）

担当課＝総務課

<評価結果> 廃止

<評価内容>

- 1 現行の更新委託料は令和 2 年度をもって廃止し、令和 3 年度より CMS*方式へ移行すべきである。
- 2 移行に伴うメリット・デメリットに関する説明及びセキュリティ対策を十分に行い、効果的にホームページが更新されるよう努められたい。
- 3 各課において HP が即時更新できる体制を整え、情報提供のスピード化及び業務量の縮減を図られたい。
- 4 サイトのコンテンツ作成における決まり事の整備、チェック体制の構築等について検討したうえで導入を進められたい。

* CMS・・・Content Management System の略称。プログラム言語等の専門知識によらず、Web サイトを管理・更新するシステム。

<行政改革推進委員の評価>

| | |
|---------------|-----|
| イ 廃止 | 8 名 |
| ロ 事業全体の抜本的な改善 | 0 名 |
| ハ 事業内容の一部改善 | 0 名 |
| ニ 現状通り | 1 名 |

<行政改革推進委員のコメント>

- ① メリット・デメリットに関する説明を丁寧に行う必要がある。
- ② CMS 形式への移行について異論はない。
- ③ せっかく HP をリニューアルするのであれば、5G の新技術の動向等を見極めるなど、ベストの更新をする努力をしていただきたい。
- ④ 従来の Web 政策は、組織内にスキルを持った人材がいない場合、経費をかけて制作会社に依頼することが基本であった。CMS 形式の導入によりコスト削減や時間短縮に繋がると考えられるので、導入に向けた工程を示していただきたい。
- ⑤ CMS 形式は初期投資を要するが、維持経費は少なく済む。また、観光・農業立国佐渡の情報をダイナミックに発信するためには、CMS 形式の導入は喫緊の課題である。導入のメリット・デメリット、費用等についてロジックをしっかりと固め、誰で理解できるよう

な資料を関係組織に示しながら導入を進められたい。

- ⑥ CMS 形式の導入により経費削減が見込まれるため、当事業については廃止すべき。
- ⑦ セキュリティ対策にはくれぐれも万全を期していただきたい。
- ⑧ 将来的に CMS 形式の活用により、職員自らの手で運用できる方が良いと思う。そのために職員のスキルアップ、IT 関係のスキルを持つ職員の登用等、人事面からの働きかけも必要である。
- ⑪ 高齢者世帯を中心に Web 環境のない世帯がどの程度あるのか、事業着手前に一定の把握が必要と感じる。市 HP の閲覧頻度についても併せて調査していただきたい。
- ⑫ コンテンツ全体のチェック業務が発生するため、これに耐えうる体制を構築できるか不安である。
- ⑬ 現在の委託料は HP の更新費用としては高額に感じる。
- ⑭ 当事業に対し CMS 形式への移行という代替案が示されたため、当事業は廃止が適当である。
- ⑮ CMS 形式への移行にあたっては、予算の内容を明確に示し、メリット・デメリットについてしっかりと説明しながら進めていただきたい。
- ⑯ 市民への適切かつ迅速な情報提供がなされていないと感じる。

事業 No = 3

事業名 = 「朱鷺と暮らす郷認証米」卸業者向け米袋作成費（販売網構築事業）

担当課 = 農業政策課

<評価結果> 廃止

<評価内容>

- 1 米袋作成費については、本来は事業者が支出する性質のものである。
- 2 国庫支出金がなくなった後の将来的・段階的な廃止を検討されたい。
- 3 消費者に認証米の存在を知らしめ、価値を理解してもらうために、ブランド化（高級路線化）、販路拡大等、効果的なPRを展開していただきたい。
- 4 当事業の存続のためには、ふるさと納税などの財源確保策等、事業全体の抜本的な改革が必要である。現行制度は令和3年度をもって廃止すべきである。

<行政改革推進委員の評価>

- | | |
|---------------|----|
| イ 廃止 | 4名 |
| ロ 事業全体の抜本的な改善 | 2名 |
| ハ 事業内容の一部改善 | 2名 |
| ニ 現状通り | 1名 |

<行政改革推進委員のコメント>

- ① 財源が確保できなくなった時点で廃止すべきである。
- ② 現状を維持しつつ、段階的に行政負担を縮減すること。
- ③ 米袋の作成は、本来生産者側が負担すべきもので、その経費は販売価格に含めることが自然ではないか。
- ④ 認証米の認知度拡大に努め、その価値を理解してもらう必要がある。佐渡市が認証制度の取組みを弱めたという印象を与えないためにも、本事業は継続すべきである。
- ⑤ 米袋のデザインは時代に合わせ定期的に見直すことも必要ではないか。
- ⑥ 将来的には認証制度の見直しの中で、米袋の問題も捉え直せばよいのではないか。
- ⑦ 米袋の統一化だけではPR効果は薄く、佐渡産コシヒカリとしてPRすべきではないか。
- ⑧ ネオニコチノイド系農薬を使用していない「朱鷺と暮らす郷認証米」は他所との競争に勝てる価値のある米である。佐渡市は費用負担ではなく、認証米の価値を高め、朱

鷺の生息地を守る方向に力を入れ、ブランドを全国・世界に発信することが重要である。

- ⑨ 佐渡市は米袋のデザイン等の使用許可及び管理のみとするべきである。
- ⑩ きめ細やかな行政対応は評価するが、補助の対象としては廃止すべきである。
- ⑪ 開始より 13 年が経過し、ブランドについては一定程度定着していると考える。
- ⑫ 当事業におけるブランドの定着の効果について、数的な根拠が必要である。
- ⑬ 米袋のデザインについて、トキの絵は残し、説明文は少なくし、最も伝えたいこと明確にして継続していただきたい。
- ⑭ 認証米は農家の努力への協賛金のようなものである、そこに共鳴してくれる消費者を増やすような施策を打っていただきたい。
- ⑮ 財源の確保について引き続き検討していただきたい。
- ⑯ 米袋だけでは認証制度を伝えるツールとして役不足である。JA の機関紙や HP における更なる PR、店頭用の POP 作成、減農薬をアピールするシール等、分かり易い PR のための費用に充てる方が効果的ではないか。
- ⑰ 米卸売業者中心の販路開拓にも疑問がある。

事業 No = 4

事業名 = 佐渡産材利用促進事業補助金（林業振興事業）

担当課 = 農林水産課

<評価結果> 廃止

<評価内容>

- 1 事業の効果が分かりにくい。現行制度は効果が極めて限定的で利用しづらい制度となっている。
- 2 申請件数も少なく、担当課自らが費用対効果の薄い事業と認識しているにも関わらず、事業を継続することは疑問である。
- 3 現行制度は令和 3 年度までに廃止し、森林環境譲与税の導入を機に木材の質の向上と補助額の見直しをはかり、市民が利用しやすく、効果の高い仕組みに見直すことを求めたい。

<行政改革推進委員の評価>

- | | |
|---------------|-----|
| イ 廃止 | 5 名 |
| ロ 事業全体の抜本的な改善 | 2 名 |
| ハ 事業内容の一部改善 | 2 名 |
| ニ 現状通り | 0 名 |

<行政改革推進委員のコメント>

- ① 事業の効果が分かりにくく、50 万円の補助金は追い銭になってしまっているのではないかという疑問がある。
- ② まずは申請件数が少ないという現状を開拓する努力をすべきである。
- ③ 現行制度を廃止し、森林環境譲与税に対応した新制度を確立すべきである。
- ④ 新たな制度の見直しについては、今すぐではないにしろ 2 年程度でお願いしたい。
- ⑤ 800 万円の事業予算に対し、補助金の上限が 50 万円では効果は限定的であると考える。上限の増額や対象となる範囲の拡充（車庫・倉庫のみでも可、など）等の見直しを行うべきではないか。
- ⑥ 執行残高が多いことが気になるが、森林振興策は重要である。森林環境譲与税の配分を期に充実を図り、利用しやすい事業に見直していただきたい。
- ⑦ 本事業の目的は是とするが、佐渡産木材を市外産より安価に加工し、かつ質の高い製品にするまでに至っていないという課題の克服が本筋である。現行制度の上限 50 万円では使用範囲が限定され、市外産の安価で質の良い木材との競合を克服しにくいので

はないか。

- ⑧ 佐渡市の森林所有構造は、小規模・零細である。施設の集約化や低コストで効率的な作業システムの普及・定着化を優先して進めるべきである。
- ⑨ 重要な事業であり継続の必要はあると考える。補助金の総額及び上限額等について、森林環境贈与税の導入を期に早急にリニューアルしていただきたい。
- ⑩ 森林環境譲与税の交付基準が明確になった時点で、森林組合と次の方向を見定め、新しい事業として再構築していただきたい。
- ⑪ そもそも佐渡産木材に対するニーズが少なく、対策が必要である。
- ⑫ 単に家を建てる人への補助金というだけでは意味がないが、事業目的が森林保全であるのであれば推進すべきと感じた。
- ⑬ 低クオリティ高価格では意味がない。交付金が配分されるとしても佐渡産木材をわざわざ使う人は増えないとと思う。木材の質の向上が重要である。
- ⑭ 木材購入費補助にとどまらず、林業全体を見渡し、プレカット工場、乾燥・加工場建設費の助成など、どこにお金を使うべきかを再検討すべきである。
- ⑮ 森林組合が一体となっていかなければならない。
- ⑯ 佐渡市の山林は荒れ放題となっている状態であり、防災、温暖化、水資源の涵養対策としても持続可能な利用促進事業となるよう森林環境譲与税を活用して事業に取り組まれたい。

事業 No = 5

事業名＝スポーツイベント負担金（スポーツ振興事業）

【トライアスロン会場設営業務のアウトソーシング】

担当課＝社会教育課

<評価結果> 事業全体の抜本的な改善

<評価内容>

- 1 市とスポーツ協会の責任・役割分担が明確でないことが市職員の大量の動員に繋がっていると考えられる。
- 2 この問題については、時間外労働の増加にも繋がっていると考えられることから、責任の所在を明確にし、アウトソーシングを進める必要がある。
- 3 ただし、アウトソーシングについては、費用の比較が示されていないため、十分なコスト比較のうえで早急に検討を進められたい。
- 4 経済波及効果や費用対効果を検証し、各イベントの自立化と併せ、今後の負担金の縮減に向けた努力を求めたい。

<行政改革推進委員の評価>

- | | |
|---------------|-----|
| イ 廃止 | 0 名 |
| ロ 事業全体の抜本的な改善 | 5 名 |
| ハ 事業内容の一部改善 | 3 名 |
| ニ 現状通り | 1 名 |

<行政改革推進委員のコメント>

- ① 佐渡市と大会実行委員会とスポーツ協会、それぞれの権限と責任、役割分担について見直すべき。オリンピックや国体の運営形態を参考にされたい。
- ② 人件費が捻出できるよう、主催者のマネジメントをしっかりとしていただきたい。
- ③ トライアスロン会場設営業務については、コスト比較をしっかりと行ったうえでアウトソーシングを前提として進めるべきである。
- ④ 市職員の動員が多く、時間外労働にも繋がるため、アウトソーシングすべきと考える。
- ⑤ 事業は継続すべきであるが、運営費の配分については見直しが必要ではないか。
- ⑥ 費用対効果（誘客による佐渡の活性化、経済波及効果）があり、事業は継続すべきと考える。
- ⑦ アウトソーシングについては、比較が見えないため判断しかねる。

- ⑧ 特定の種目に限らず、全体のスポーツ振興の中で、目的を明確にしたうえで判断基準を設定し、費用対効果のないもの、政策目的との整合性が弱いものは廃止するという判断が必要である。
- ⑨ 負担金を継続するとしても終了期限を設定し、実施団体の自立に向けた環境づくりを検討していただきたい。
- ⑩ 最大の問題点は、各大会が市職員の動員を前提として運営されていることである。
- ⑪ 集中改革プランの進捗管理でも時間外労働の縮減を指摘しているが、改善への障害となっていることは否めない。
- ⑫ 運営体制を抜本的に見直し、佐渡市は運営そのものから撤退するべきである。受け皿についてはスポーツ協会、DMO 等とし、柔軟な運営と利益の創出を期待する。
- ⑬ 依然として負担金依存体质から脱却できないスポーツイベントの経済波及効果・費用対効果の検証を行うべきである。
- ⑭ 各スポーツイベントについて廃止・継続を判断し、廃止イベントについては関連団体が自律的に存続させることとし、継続イベントについては負担金の終期を設定すべきである。
- ⑮ 大会運営は民間に任せた方が良いのではないか。
- ⑯ 費用対効果等が検証されておらず、ただイベントを実施するだけであればやめた方が良い。各々の事業について説明するデータがなかったのは残念である。
- ⑰ アウトソーシングする場合は、地元業者の更なる活用を検討していただきたい。
- ⑱ 大会設営に係るボランティアを増員することで対応できるのではないか。シルバー人材センターに委託できる仕事もあるのではないか。
- ⑲ 4大スポーツイベントについて、市、スポーツ協会、実行委員会それぞれの責任と役割を提示できる、数字も含めた分かり易い説明をしていただきたい。
- ⑳ 外部委託と職員参加のどちらがコスト削減となるかを明確に示す根拠がない。その根拠が提示されるまでは現状通りが適当であると考える。
- ㉑ 実施するスポーツイベントの選別が必要である。
- ㉒ マンパワー不足の点は外部委託に切り替えていくべき。業務内容によって適切な委託先を検討すること。職員の健康面にも留意すべきである。

事業 No = 6

事業名 = 宿泊施設改修費補助事業

担当課 = 観光振興課

<評価結果> 廃止

<評価内容>

- 1 財源が一般財源のみであることは問題である。また、一部の民間宿泊施設の改修を補助することは、そもそも公平性の観点から疑問である。
- 2 市内宿泊施設の設備を最低限のレベルまで引き上げたいという思いは理解するが、自助努力で経営を維持している宿泊施設もあるなか、一部の施設にのみ公金を投入する現行制度には違和感を禁じ得ない。
- 3 現行制度は令和元年度をもって廃止し、国県の財源についても活用できるものはなかなか十分考慮のうえ、新たな仕組みについて検討されたい。

<行政改革推進委員の評価>

- | | |
|---------------|-----|
| イ 廃止 | 8 名 |
| ロ 事業全体の抜本的な改善 | 1 名 |
| ハ 事業内容の一部改善 | 0 名 |
| ニ 現状通り | 0 名 |

<行政改革推進委員のコメント>

- ① 公平性の観点から問題があると感じる。先行して改修した宿泊施設に関するケアはないのか。現行の制度設計では事業を継続すべきではない。
- ② 入込客数の変化など、投入した税金に見合う価値はあるのと判断できるのか疑問である。
- ③ 観光振興課が直接執行するのではなく、バリアフリーや情報化推進の補助金をそれぞれ獲得していくという方策は考えられないのか。
- ④ 本来は民間が行うべき事業であり、旅館業のみに支出することには疑問を感じる。新規に自己資金のみで整備している事業者もいる中、公費で補助をすることはいかがなものか。
- ⑤ 宿泊施設の整備は必要だが、行政が 1/2 も補助することは問題である。
- ⑥ 財源を確保したうえで、整備内容を絞る、補助率を下げる、融資に切り替える等見直しが必要である。
- ⑦ 一般財源のみで実施することは困難であると感じる。

- ⑧ 佐渡の宿泊施設の経営が苦しいことは理解できるが、当事業は唐突に感じる。自助努力をしている宿泊施設はどうなるのか。他の多くの宿泊施設も事業に参加できるような建てつけとすべきである。
- ⑨ 国や県の補助金で実施できることはないか検討が必要である。一般財源のみでどうしても実施しなければならない事業なのか疑問である。
- ⑩ 一般財源のみでの補助は廃止すべきであると感じる。一方、観光地佐渡としての整備は必要であり、財源の確保に努めていただきたい。
- ⑪ 効果の検証には、数的根拠が必要ではないのか。
- ⑫ 自助改修を実施している宿泊施設との整合性をどのように評価するのか疑問である。
- ⑬ 当事業は、本来は民間企業が自助努力すべきものであり、公金投入には違和感を禁じ得ない。
- ⑭ 1,000 万円の補助金を数施設に助成するのでは小規模な部分改修に留まり、施設の魅力を構築できるのかは疑問である。
- ⑮ 小規模な補修に補助を必要とする施設の経営には、いささか不安を感じる。観光振興への効果については疑問である。
- ⑯ 既存の宿泊施設の補助金依存体質からの脱却を促すべきである。このままでは新たな事業の創出は期待できず、観光事業としても先細りするのみである。
- ⑰ 当事業は廃止し、新たな仕組みでの施策を構築していただきたい。
- ⑱ 一般財源で実施すべき事業ではないと感じる。国県からの財源が確保できるのであれば継続すべきである。
- ⑲ 不公平感があると感じる。
- ⑳ 費用対効果の検証のため、交付した施設より明確な書面の報告書の提出を求めていただきたい。入込客数、客室稼働率を算出し、効果について検証する必要がある。
- ㉑ 民間施設にバラバラな金額で補助することについては違和感がある。
- ㉒ 財源を確保しそれを活用するとしても、なお不公平感が残る。